枚方市人権尊重のまちづくり基本計画<後期計画>（素案）【概要版】

中間見直しの趣旨

本計画は、令和４（2022）年度～令和13（2031）年度の10年間を計画期間としており、令和８（2026）年度は、５年目の中間年であることから社会情勢の変化等を踏まえ、中間見直しを行い、令和９（2027）年度を始期とする後期計画を策定する。見直しにあたって、人権が尊重されるまちづくりを進めるという基本的な考え方は、普遍的なものであることや、市民意識調査の回答結果等を踏まえ、「基本理念」及び４つの「基本方向」は継続するものとし、引き続き、その理念と方向性に基づき見直しを行う。

【基本理念】市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていきます。

【基本方向】１．人権教育の推進
２．人権啓発の推進体制の充実
３．人権相談・支援体制の充実
４．関係機関、市民団体等との協働

中間見直しにおいて考慮した点

① 人権に関連した国府等の主な動き（令和４～８年度）

・法令等を時系列で国府等の項目の前段に記載
・「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）策定」や「枚方市人権尊重のまちづくり条例の一部改正」等の法令等の時点修正を追記

② 人権を取り巻く社会情勢の変化

・国際化（在留外国人の増加による国内における経済活動の国際化の進展）
・情報化（ＳＮＳ、ＡＩ等の普及によるインターネット上の人権侵害の深刻化と求められるメディア・リテラシー）
・少子高齢化（各世代間における社会生活に関する課題の多様化）
・人権意識の変化（基本的人権についての向上、人権意識の高まり）

③ 計画の取組状況及び成果の検証

枚方市におけるこれまでの本計画に基づく人権施策の取組状況及び成果と課題を検証

④ 人権に関する市民等意識調査

さまざまな人権問題に関する市民意識の変化や現状を把握し、本計画の中間見直しの基礎資料とするため、市民及び市内小中学校の児童生徒へアンケートを実施

⑤ 新たな人権用語等

カスタマーハラスメントやマイクロアグレッションなど新たな人権に関する用語が定義化

市民等意識調査結果（抜粋）

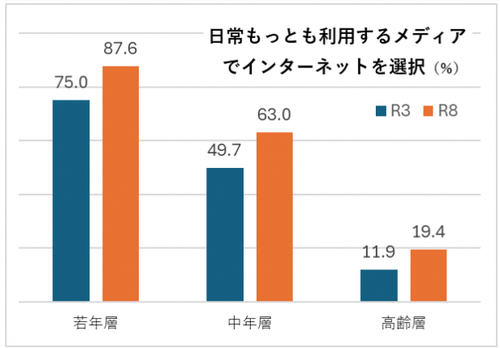

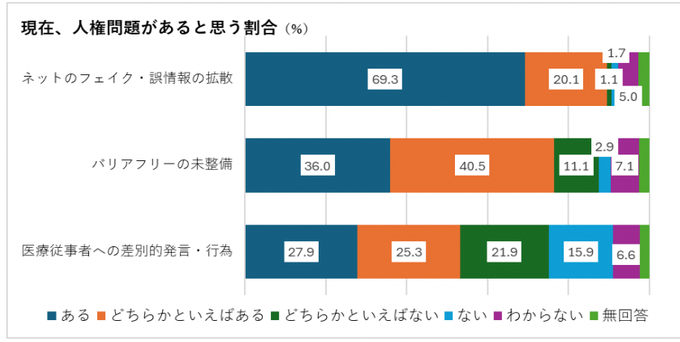

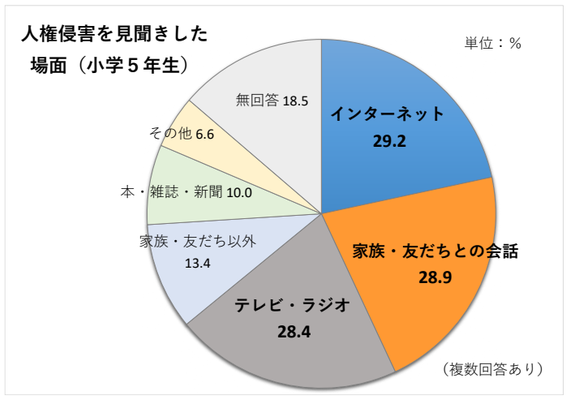

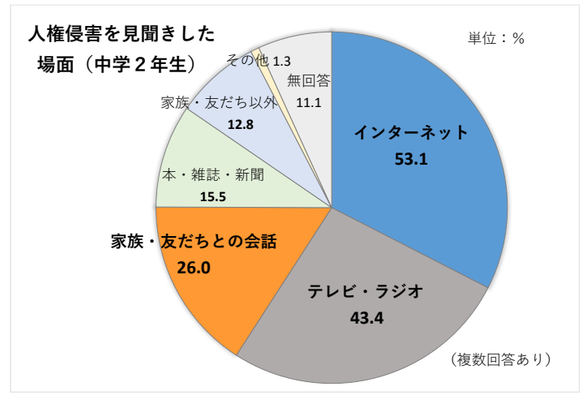

中間見直し

人権が尊重されるまちづくりを進めるという基本的な考え方は、普遍的なものであることや、市民意識調査の回答結果等を踏まえ、「基本理念」及び４つの「基本方向」は継続するものとし、引き続き、その理念と方向性に基づいて人権施策に取り組む。

○ 人権に関連した国府等の動きや社会情勢の変化を反映

○ 市民等意識調査の結果・動向を反映

○ 新たな人権用語を「ひこぼしくんコラム」で紹介

○ 「インターネットの人権侵害」を横断的な人権問題として設定

